

## 農業の発展に必要な生産基盤の拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、農業が果たしている豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業であります。平成22年度以降、農業農村整備事業は大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分にこたえられない実態がありました。

平成24年度から事業予算規模は回復をしてきてはいますが、平成21年度以前の水準には戻っておらず、いまだ不十分な状況にあります。

よって、国におかれては、農業農村整備事業の重要性を改めて評価し、下記事項について実施されるよう強く要望します。

### 記

- 1 これまでに計画的に行なわれてきた実施中の事業及び実施に向けて準備が行われてきている事業を、今後円滑に進めることができるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 既存のため池等の農業水利施設の耐震化及び老朽化に対応した計画的な補修や更新の実施による施設の長寿命化を、今後円滑に進めることができるよう、事業予算を確保すること。
- 3 土地改良事業や農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進及び農村集落が保持している共同体機能を生かした農地、ため池、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理強化のために必要となる事業予算についても確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日

上田市議会議長 下村 栄